

■ 研究 ■

米国における退職給付会計の変遷に関する考察

—SFAS 第 87 号公表後から SFAS 第 158 号公表後まで—*

藤 田 直 樹

1. 序

本稿は財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards、以下 SFAS) 第 87 号から SFAS 第 158 号公表後までの米国における退職給付会計の制度化・改訂に焦点を当て、どのような時代背景が退職給付会計の論点に影響を与えたのかを考察することを目的としている。SFAS 第 158 号は、年金債務概念を予測給付債務 (Projected Benefit Obligation、以下 PBO) へ統一したことと、未認識項目¹⁾ を財務諸表本体に反映したこと、の 2 点が特徴であった。また、国際会計基準と日本基準では SFAS 第 158 号を参考に退職給付会計基準が改正されたため、SFAS 第 158 号の影響は大きかった。そこで、本稿では SFAS 第 158 号が成立した時代背景や会計処理に関する論点分析を行うことによって、今もなお残された問題点を明らかにしたい。

本稿の分析にあたって、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board、以下 FASB) が 1985 年に公表した SFAS 第 87 号の問題点を整理しておきたい。藤田 (2016) では、米国における会計原則審議会意見書 (Accounting Principles Board Opinion、以下 APB 意見書) 第 8 号公表後から SFAS 第 87 号までを取り扱った。SFAS 第 87 号における退職給付会計に関する会計処理に関しては、各期間の従業員の勤労による発生額と対応

しない会計処理が存在したという問題点があった。各期間の年金債務に関する変動額は退職給付に関する各期間の損益項目として財務諸表本体に反映される。SFAS 第 87 号では各期間の年金費用を算定する保険数理計算方法として、従業員の勤労による各期間の発生額を財務諸表本体に反映する「発生給付原価方式」に統一された。「発生給付原価方式」には年金債務の算定に将来の昇給部分が含まれる。この将来の昇給部分を含む場合の年金債務が PBO である²⁾。また、将来の昇給部分を含まない各期末における年金債務が累積給付債務 (Accumulated Benefit Obligation、以下 ABO) である³⁾。米国においては年金債務概念として PBO と ABO のうちどちらを採用するかで議論が行われてきたが、その見解は分かれている。これは財務諸表注記への開示に関する会計基準である SFAS 第 132 号と SFAS 第 132 号 (2003 年改訂版) にも影響している。このような問題点について、その後の SFAS 第 158 号までの退職給付に関する会計基準においてどのように対応したのかを検討する。

また、米国の退職給付会計における時代背景に関して、従業員の受給権を保護した 1974 年制定のエリサ法 (The Employee Retirement Income Security Act、以下 ERISA) はその後複数回改正が行われた。これにより、「賃金後払説」に基づく確定給付企業年金制度の対象者が拡大した。そして、企

* 本稿の執筆にあたり、指導教授の井上達男教授 (関西学院大学) から細やかなご指導を賜った。また、本稿ご担当の査読レフェリーの先生方からも多数の有意義なコメントを賜った。この場を借りて厚く御礼を申し上げる。

1) 日本では「未認識債務」としている文献が多い。しかし、この項目については負債としてだけでなく、資産として取り扱う項目も含まれるため、本稿では「未認識項目」とする。

2) FASB (1985a), par. 16.

3) FASB (1985a), par. 18.

業の年金給付に備えた外部積立機関への積立はより重要になった。それと同時に、企業の退職給付に関する積立状況が財務諸表本体で適正に反映されているかが重要となった。このような時代背景がSFAS第158号までの退職給付に関する会計基準に及ぼした影響についても考慮したい。

2. ERISA 改正による影響

2.1 ERISA 改正

1974年制定のERISAで最も重要なのは、従業員の受給権が保護されたことである。ERISA制定以前の年金積立は企業の任意で行われていた。しかし、ERISA制定後、従業員の勤労による年金給付の受給権を保護するために、企業は毎年年金積立を行うよう義務付けられた。そのため、企業は業績が良い時には積立を行い、悪い時には積立を行わないというような任意積立が認められなくなった。さらに、従業員の受給権が保護されたことにより、退職給付の考え方は従業員の勤労を条件に将来年金給付が行われる「賃金後払説」に変化した⁴⁾。その後、ERISAは複数回の改正が行われた。ERISAでは確定給付企業年金制度における従業員の加入資格や受給権付与方法が規定されている。本稿では1974年制定時のERISAと直近である2012年のERISAを比較する。

確定給付企業年金制度の加入資格は、1974年制定時が1年間の勤務または25歳以上のうち遅い方と規定されていた⁵⁾。それに対し、2012年は1年間の勤務または21歳以上のうち遅い方と規定されている⁶⁾。つまり、確定給付企業年金制度に加入できる年齢が引き下げられた。

また、企業はERISAで規定されている受給権付与方法のうち1つを選択し、選択した受給権付与方法の条件を満たした従業員に受給権を付与しなければならない。1974年制定時は次の3つの受給

権付与方法が規定されていた⁷⁾。

- A) 確定給付企業年金制度加入10年後に100%の受給権を付与する方法。
- B) 確定給付企業年金制度加入5年で25%の受給権を付与し、その後5年間で5%ずつ、さらにその後は毎年10%ずつ受給権を付与する方法。
- C) 5年以上勤労を行い、確定給付企業年金制度に加入している従業員の年齢と加入期間の合計が45になるときに50%の受給権を付与し、その後毎年10%ずつ受給権を付与する方法。

2012年のERISAでは次の2つの受給権付与方法が規定されている⁸⁾。また、企業年金制度はこの2つの受給権付与方法のうちどちらかを1989年から選択することが要求されたとする文献がある⁹⁾。

- A) 勤務期間5年で100%の受給権を付与する方法。
- B) 勤務期間3年で20%、その後3年間毎年20%ずつ受給権を付与し、合計7年またはそれ以上で100%の受給権を付与する方法。

つまり、ERISAは1974年制定時よりも従業員へ受給権を100%付与するまでの従業員の勤務期間が短縮されている。

以上より、確定給付企業年金制度加入可能年齢の引き下げと、受給権100%付与に要する従業員の勤務期間の短縮は、ERISA制定時よりも確定給付企業年金制度の対象者が拡大していることを意味する。これは、「賃金後払説」により受給権が付与される従業員の範囲が拡大したことを意味しており、従業員の年金受給権がERISA制定時よりも一層保護されていると考えられる。

4) 詳しくは藤田直樹(2016)を参照いただきたい。

5) Wooten, J. A. (2004), pp. 266-267.

6) Benefits Link (2012), ERISA202, par. (a).

労働省労働基準局賃金時間部(2000)では、確定給付企業年金制度への加入資格の年齢が21歳以上とされている。このため、加入資格の年齢が改正されたのは2000年以前だと考えられる。

7) Wooten, J. A. (2004), pp. 266-267.

8) Benefits Link (2012), ERISA203, par. (a).

9) Steinberg, R. M. and H. Dankner (1987), pp. 36-37.

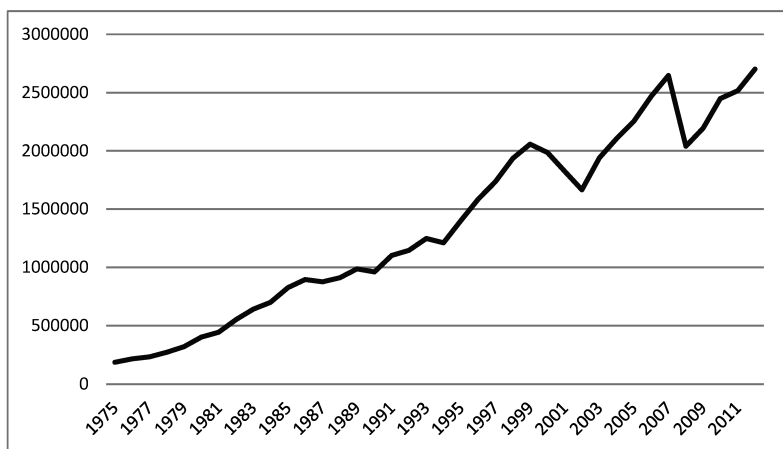
2.2 確定給付企業年金制度の制度資産積立状況と PBGC の役割

確定給付企業年金制度加入可能年齢の引き下げと受給権付与方法の改正により、確定給付企業年金制度の対象者が ERISA 制定時よりも拡大した。そのため、企業は将来の年金給付に備えて外部積立機関への積立をより十分行う必要がある。第 1 図より、企業から外部積立機関への積立額は増加している。そのため、企業は従業員の退職後の年金給付に備えて ERISA 改正前よりも十分な積立を行っていると考えられる。

しかし、ERISA 改正による確定給付企業年金制度対象者の拡大は、企業の年金給付に関する負担の増加をもたらした。業績不振や倒産等に陥った

企業は外部積立機関への積立額だけでは受給権に相当する年金給付を行えない場合があった。そのような場合、企業の年金給付の積立不足部分を一部負担するのが年金給付保証会社 (Pension Benefit Guaranty Corporation, 以下 PBGC) の役割であった。PBGC は確定給付企業年金制度を解散した企業の純資産額の 30% を上限として年金給付を該当する企業の代わりに行うことが規定されていた¹⁰⁾。第 2 図より、1990 年代からの米国では企業年金制度を解散しなければならない企業が増えている。そのような場合に、PBGC が企業の年金給付に関する積立不足額を補填している点で、現代でも従業員の受給権は保護されていると考えられる。

第 1 図 米国における外部積立機関への制度資産積立額 (単位: 百万ドル)



出所: U.S. Development of Labor (2014), p. 13

第 2 図 PBGC への企業年金請求額上位 10 社

順位	企業名	企業年金制度解散年	年金給付請求額(単位: \$)
1	United Airlines	2005	7,304,186,215
2	Delph	2009	6,387,164,573
3	Bethlehem Steel	2003	3,702,771,656
4	US Airways	2003, 2005	2,708,858,934
5	LTV Steel	2002, 2003, 2004	2,134,985,883
6	Delta Air Lines	2006	1,720,156,505
7	National Steel	2003	1,319,009,116
8	Pan American Air	1991, 1992	841,082,434
9	Trans World Airlines	2001	668,377,105
10	Weirton Steel	2004	640,480,969

出所: PBGC(2013), TableS-5

10) Benefits Link (2012), ERISA 4062 (b); Treynor, J. L. (1977), pp. 633-634.

3. SFAS 第 132 号と SFAS 第 132 号（2003 年改訂版）の公表とその内容

FASB は 1998 年に SFAS 第 132 号「年金およびその他退職後給付に関する事業主の開示（FASB 基準書第 87 号、第 88 号、および第 106 号の修正）」（Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits (an amendment of FASB Statements No. 87, 88, and 106)）を公表した。SFAS 第 132 号は米国の退職給付会計に関する開示を改善するために公表された。FASB は 1995 年に覚書「開示の有用性」（以下、1995 年覚書）を公表した。1995 年覚書の目的は開示の準備・公表に関する費用を削減することと、意思決定に役立つ開示を削除することであった¹¹⁾。1995 年覚書では、財務諸表利用者の手に入れたい情報は、A：企業年金制度における事業主の債務と将来キャッシュフローの事業主の予想に関する効果との評価に役立つ情報、B：当期純利益の質の分析に役立つ情報、C：将来の会計期間における当期純利益を予測するのに役立つ情報、の 3 点であることが示された¹²⁾。それに加え、FASB は財務会計諸概念に関するステートメント（Statements of Financial Accounting Concepts、以下 SFAC）第 1 号「営利企業の財務報告の基本目的」（Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises）に一貫するような退職給付に関する開示の会計基準設定に焦点を当てた。SFAC 第 1 号では「企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権（当該企業が他の企業に対して資源を譲渡しなければならない債務および出資者持分）ならびにその資源およびこれらの資源に対する請

求権に変動をもたらす取引、事象および環境要因の影響¹³⁾に関する情報を財務報告するよう規定されている。この規定と整合性を保つために、FASB は年金債務と制度資産との「差額の開示は将来の経済的な便益と犠牲に関する情報を提供する」と考え、SFAS 第 132 号では PBO のみを財務諸表注記に開示するように設定した¹⁴⁾。

しかし、SFAS 第 132 号公表後、退職給付に関する開示情報が未だ不十分だという意見が財務諸表利用者から寄せられたため、FASB は 2003 年に退職給付に関する開示を提案するための公開草案を公表した¹⁵⁾。その後、FASB は同年に提案された開示に関する会計基準である SFAS 第 132 号（2003 年改訂版）を公表した。SFAS 第 132 号では ABO が財務諸表注記に開示されていなかった。その理由として、FASB は「ABO が年金費用や年金債務を予測するのに使用されず、それゆえに財務諸表利用者への関連性を制限した」ことを挙げた¹⁶⁾。しかし、退職給付の積立状況は SFAS 第 87 号に基づいて財務諸表本体に反映される。SFAS 第 87 号では、ABO が制度資産を超過する場合、企業は追加最小負債を財務諸表本体に反映させなければならない¹⁷⁾。また、財務諸表利用者によると、ABO は企業年金制度のある企業の追加最小負債額に関する認識の有無を分析するのに貢献することを示した¹⁸⁾。これより、財務諸表利用者は ABO に関する注記情報を必要としていた。このような財務諸表利用者の見解を踏まえて、SFAS 第 132 号（2003 年改訂版）では ABO も財務諸表注記に開示されるように改正された¹⁹⁾。

第 3 図 財務諸表注記に開示される年金債務

会計基準公表年	会計基準	注記開示される年金債務
1998年	SFAS第132号	PBO
2003年	SFAS第132号(2003年改訂版)	ABO、PBO

11) FASB (1998), par. 19.

12) FASB (1998), par. 2.

13) FASB (1978), par. 40.

14) FASB (1998), pars. 5. and 30.

15) FASB (2003a), par. 2.

16) FASB (2003b), par. A31.

17) FASB (1985a), pars. 36-38.

18) FASB (2003b), par. A31.

19) FASB (2003b), par. 5.

しかし、SFAS 第 132 号と SFAS 第 132 号（2003 年改訂版）では財務諸表本体への反映方法に関して扱われなかった。そのため、企業の退職給付に関する財務諸表本体への反映方法は SFAS 第 87 号が適用されていた。FASB は SFAS 第 87 号で PBO が SFAC 第 3 号の負債の定義を満たすという立場をとっていた²⁰⁾。しかしながら、SFAS 第 87 号では負債の定義が年金債務の算定に将来の昇給部分を考慮すべきかどうかという問題を解決するものではないとされている²¹⁾。そのため、SFAS 第 87 号では年金債務の算定に将来の昇給部分を考慮する理論的根拠が示されていなかった。

4. SFAS 第 158 号の論点分析と残された課題

4.1 概要

FASB は 2006 年 9 月に SFAS 第 158 号「確定給付年金制度およびその他退職後給付制度に関する事業主の会計処理— SFAS 第 87 号、88 号、106 号、132 号 (R) の改訂」(Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans — an amendment of FASB Statement No. 87, 88, 106, and 132 (R)) を公表した。同年 3 月に確定給付企業年金会計の改善を目的として公開草案が公表された。その公開草案を修正して公表された会計基準が SFAS 第 158 号である。1985 年の SFAS 第 87 号公表以降、ERISA は複数回改正された。2.1 で取り上げた 2012 年の ERISA で規定されている受給権付与方法は 1989 年初めに適用することが要求されたとする文献があった²²⁾。この ERISA 改正により確定給付企業年金制度の対象者が拡大したため、企業の従業員への将来の年金給付に備えた外部積立機関への積立額は増加した。このように、規模が大きくなった退職給付会計においては

企業の退職給付に関する積立状況を適正に反映することが重要である。このため、SFAS 第 158 号では年金債務や制度資産といった企業の退職給付に関する積立状況をより適正に財務諸表に反映できるように検討された。

4.2 SFAS 第 158 号の論点分析と残された課題

SFAS 第 158 号は、①年金債務の概念を PBO に統一し、②未認識項目を財務諸表本体に反映したこと、の 2 点が特徴である。

①の PBO への統一について、SFAS 第 158 号では ABO が制度資産を超過する場合に ABO を年金債務として採用するという SFAS 第 87 号の規定が削除された。FASB は将来の昇給部分を年金債務の算定に含めるか否かという問題を SFAS 第 158 号の対象範囲から除外して、年金債務の概念を PBO に統一した²³⁾。それは、次の理由に基づく²⁴⁾。

1. PBO が SFAC 第 6 号²⁵⁾ の負債の定義を満たす。
2. 公開草案への大部分の回答者が PBO を企業の「経済上の債務および実質的な制度の諸条件を反映すると考え」た。
3. PBO 以外の債務の使用は割引率の決定方法を変更する必要があるかもしれない。
4. 「年金以外の退職後給付を行う大部分の制度に関して、」ABO 「に類似の債務の尺度がない」。
5. 純期間年金費用から将来の昇給部分を除くべきという批判がない。

2.4. および 5. より、米国において PBO が年金債務の概念として支持されていると考えられる。しかし、1. は断定できないと思われる。SFAS 第 87 号では、負債の定義が年金債務の算定に将来の昇

20) 「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」(FASB (1980), par. 28.)

21) FASB (1985a), par. 143.

22) Steinberg, R. M. and H. Dankner (1987), pp. 36-37.

労働省労働基準局賃金時間部（2000）でも 2012 年の ERISA に規定されている受給権付与方法が記載されているため、1989 年から 1999 年の間からこの受給権付与方法が実施されたと考えられる。

23) FASB (2006), par. B17.

24) FASB (2010), par. B22.

25) 「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である。」(FASB (1985b), par. 35.)

給部分を考慮すべきか否かという問題を解決するものではないとしている²⁶⁾。SFAS第158号でも将来の昇給部分に関して、以前のSFAS第87号での見解を修正することは行われていない。そのため、この問題は解決されていない。

PBOを年金債務の概念として採用することに対しては批判的な見解がある。Bodie(1990)はABOの方がPBOよりも特定の条件の下で経済的な実態を表す債務だとしている²⁷⁾。すなわち、PBOが年金債務の概念として適切であるということが出来るのは従業員が継続して勤務を行うこと、従業員の給与が一般物価指数に対応していること、そして事業主が同じ年金制度を維持し続けることの3つの条件が成り立つ場合に限定される。この3つの条件が成り立つ場合、将来の昇給部分の発生の可能性が非常に高いと考えられる。また、これらの条件が満たされない場合、Bulow(1982)はABOの方がPBOよりも経済的な実態を表すことを実証している²⁸⁾。企業の継続性と企業年金制度の継続性は必ずしも一致しない。企業年金制度の継続性の条件が成り立つ場合にはPBO、成り立たない場合はABOが適切な年金債務であるという先行研究もある²⁹⁾。これは、Bodie(1990)とBulow(1982)における「事業主が同じ年金制度を維持し続けること」という条件が成り立たない場合、PBOが適切な年金債務概念でないことを示している³⁰⁾。

このように、年金債務の算定に将来の昇給部分を考慮すべきか否かという問題は解決されていないと考えられる。SFAS第158号は、FASBにおける確定給付企業年金会計の改善を目的とした第1段階（フェーズ1）の完成版として公表された会計基準である。その後の第2段階（フェーズ

2）における論点には年金債務概念が挙げられている。そのため、採用すべき年金債務概念は今後の検討課題であり、議論の余地があると考えられる。また、SFAC第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」(Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises)では、財務諸表本体へ認識するには定義だけではなく、測定可能性等の認識規準を満たす必要があるとされている³¹⁾。つまり、各項目が財務諸表本体に反映されるには概念フレームワークにおける財務諸表構成要素の定義だけではなく、認識と測定に関する規準も考慮する必要がある。そのため、将来の昇給部分を年金債務の算定に考慮するか否かを検討するには負債の定義だけではなく、認識と測定に関する規準も考慮して検討する必要があると思われる。

②の未認識項目は、過去勤務費用や数理計算上の差異等のうち各会計期間の期末時点における未償却額のことを指す。SFAS第158号では、SFAS第87号において償却されるまで財務諸表本体に反映されなかった未認識項目を発生時に貸借対照表で年金給付に係る負債（資産）とその他包括利益累計額として認識するよう改正された³²⁾。そして、未認識項目を償却した時は積立状況の変動を「その他包括利益」(other comprehensive income)の組替項目としてリサイクルする³³⁾。過去勤務費用の未償却残高は複数期間にわたり全額償却されるが、数理計算上の差異の未償却残高はSFAS第87号と同様に「コリドー・アプローチ」が採用されているため、償却の対象は各会計期間の期首におけるPBOと制度資産のうち大きい方の10%を超過した部分のみに限定される。SFAS第158号では、制度資産と年金債務の変動額が退職給付制度に関

26) FASB (1985a), par. 143.

27) Bodie, Z. (1990).

28) Bulow, J. I. (1982).

29) 上野雄史 (2011).

30) FASBにおける財務報告の目的は意思決定に有用な情報を提供することである。この有用な情報には将来の事象の成果の予測や期待値なども含まれる。このため、FASBは先行研究でPBOが適切な年金債務概念だと考えられる条件を考慮しなくても、将来の昇給部分を含む年金債務概念であるPBOに基づいて財務報告が行えるという立場をとったと考えられる。

31) FASB (1984), pars. 58-77.

32) FASB (2010), par. 4.

33) FASB (2010), par. 4.

米国における退職給付会計の変遷に関する考察

する「重要な情報」と捉えられている³⁴⁾。そして、制度資産と年金債務の変動額には未認識項目が含まれる。SFAS 第 87 号では未認識項目が発生時には財務諸表本体に反映されなかった。しかし、退

職給付の積立状況に関して、制度資産と年金債務の変動額をその変動が発生した期間に財務諸表本体で認識できないことへの批判があった³⁵⁾。そのような批判を踏まえて、FASB は未認識項目の各

設例

SFAS第87号とSFAS第158号を比較する。

比較するにあたり、SFAS第87号の年金債務はSFAS第158号と同様にPBOを採用する。確定給付企業年金制度の積立状況、純期間年金費用の構成要素は次のとおりである。なお、税効果は適用しない。

	2006年末	2007年末	単位:千ドル
PBO	2,525	2,700	
制度資産の公正価値	1,625	1,700	
積立状況	900	1,000	
未認識項目			
移行時債務	240	200	
過去勤務費用	375	350	
数理計算上の差異	240	260	
未認識項目合計	855	810	

純期間年金費用構成要素

2007年	
勤務費用	120
利息費用	95
期待運用収益	-80
過去勤務費用償却額	25
移行時債務償却額	40
数理計算上の差異償却額	0
純期間年金費用	200

仕訳

①2006年における未認識項目の財務諸表への反映

- ・SFAS第87号 未処理
- ・SFAS第158号 (借)その他包括利益累計額 855 (貸)年金給付に係る負債 855

②2007年の勤務費用、利息費用、期待運用収益の財務諸表への反映

- ・SFAS第87号 (借)純期間年金費用 135 (貸)年金負債 135
- ・SFAS第158号 (借)純期間年金費用 135 (貸)年金給付に係る負債 135

③2007年の移行時債務の償却

- ・SFAS第87号 (借)純期間年金費用 40 (貸)年金負債 40
- ・SFAS第158号 (借)純期間年金費用 40 (貸)その他包括利益 40

④2007年の過去勤務費用の償却

- ・SFAS第87号 (借)純期間年金費用 25 (貸)年金負債 25
- ・SFAS第158号 (借)純期間年金費用 25 (貸)その他包括利益 25

⑤2007年に発生した数理計算上の差異の財務諸表への反映

- ・SFAS第87号 未処理
- ・SFAS第158号 (借)その他包括利益 20 (貸)年金給付に係る負債 20

貸借対照表

	SFAS第87号	SFAS第158号
2006年末		
年金負債	-	-
年金給付に係る負債	-	855
その他包括利益累計額	-	△855

34) FASB (2010), par. B8.

35) FASB (2010), par. B8.

	SFAS第87号	SFAS第158号
2007年末		
年金負債	200	-
年金給付に係る負債	-	1,010
その他包括利益累計額	-	△810

	SFAS第87号	SFAS第158号
包括利益計算書		
2007年		
純期間年金費用	200	200
当期純利益	××	××
その他包括利益(年金)	-	45
包括利益	××	××

FASB (2010), Appendix, pars. A2-A10. 一部加筆・変更。

会計期間における発生額を財務諸表本体に反映するように改正した。そのため、SFAS 第 158 号は SFAS 第 87 号よりも退職給付の積立状況を財務諸表本体に適正に反映していると考えられる。以下の設例で SFAS 第 87 号と SFAS 第 158 号との未認識項目に関する会計処理を比較する³⁶⁾。

仕訳②から、勤務費用と利息費用、期待運用収益の財務諸表本体への反映は SFAS 第 87 号と SFAS 第 158 号とも同じである。それ以外の仕訳が異なる。仕訳①と仕訳⑤は、未認識項目発生時の財務諸表本体への反映である。SFAS 第 87 号では未認識項目が発生時には財務諸表本体に反映されない。それに対して、SFAS 第 158 号は未認識項目を発生時に財務諸表本体に反映する。この設例では、未認識項目が負債として財務諸表本体に反映されると同時に、その相手勘定として未認識相当額が「その他包括利益」のマイナス項目として反映される。そして、仕訳③と仕訳④では未認識項目の償却額を各期間の純期間年金費用に含めるのは同じであるが、相手勘定として反映する項目が異なる。SFAS 第 87 号では負債に反映する。それとは対照的に、SFAS 第 158 号では未認識項目の発生時にすでに負債に反映されているため、償却時は「その他包括利益」の組替項目としてリサイクルされる。このように、SFAS 第 158 号では未認識項目が発生した期間に全額財務諸表本体に反映されるため、企業の退職給付に関する積立状況を SFAS 第 87 号よりも適正に財務諸表本体に反映できると考えられる。

5. 結

本稿は SFAS 第 87 号公表後から SFAS 第 158 号公表後までの米国における退職給付会計を取り上げた。

時代背景では、ERISA 改正により ERISA 制定時よりも年金受給権が付与される従業員の範囲が拡大し、外部積立機関への積立がより重要になった。そして、企業が業績不振や倒産等で年金受給権に相当する年金給付を行えない場合、PBGC が企業の年金給付に関する積立不足額を一部補填する役割を担っている。そのため、「賃金後払説」に基づく従業員の年金受給権が ERISA 制定時よりも一層保護されていると考えられる。このような時代背景から、退職給付会計においては退職給付に関する積立状況を適正に反映することが重要だと考えられる。

SFAS 第 87 号で解決されていなかった会計処理の問題点として、各期間の従業員の勤労による発生額と対応しない会計処理が存在したこと、を挙げた。SFAS 第 158 号は未認識項目を発生時に財務諸表本体に反映し、各期末の退職給付に関する積立状況をより適正に反映した点で、SFAS 第 87 号よりも進歩した会計基準だと考えられる。しかし、SFAS 第 87 号で解決されなかった問題点として挙げた「各期間の従業員の勤労による発生額と対応しない会計処理が存在したこと」に関しては SFAS 第 158 号においても解決されていない。SFAS 第 87 号と SFAS 第 158 号の「発生給付原価方式」には年金債務の算定に将来の昇給部分を含めている。そして、将来の昇給部分を年金債務の算定に含めるべきかという問題点については明確

36) 設例において、負債が変動する場合、SFAS 第 87 号は年金負債、SFAS 第 158 号は年金給付に係る負債で統一している。

な根拠が示されていない。各項目を財務諸表本体へ反映させるには定義だけではなく、認識と測定に関する規準も考慮して検討する必要がある。このため、将来の昇給部分を年金債務の算定に含めることに関しては、負債の定義だけではなく認識と測定に関する規準も考慮して理論的な根拠を明確にする必要があるのではないかと考える。

参考文献

- Benefits Link (2012), *ERISA in the United States Code*. (http://benefitslink.com/erisa/crossreference_short.html)
- Bodie, Z. (1990), "The ABO, the PBO and Pension Investment Policy," *Financial Analysts Journal*, Vol. 46, No. 5, pp. 27-34.
- Bulow, J. I. (1982), "What are Corporate Pension Liabilities?," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 97, No. 3, pp. 435-452.
- Financial Accounting Standards Board (1978), *Statements of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 「財務会計諸概念に関するステートメント第1号 営利企業の財務報告の基本目的」『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board (1980), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 3: Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 「財務会計諸概念に関するステートメント第3号 財務諸表の構成要素」『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board (1984), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 「財務会計諸概念に関するステートメント第5号 営利企業の財務諸表における認識と測定」『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board (1985a), *Statement of Financial Accounting Standards No. 87: Employers' Accounting for Pensions*, FASB. (三菱UFJ信託銀行FAS研究会訳 (1997) 「財務会計基準書第87号 事業主の年金会計」『米国の企業年金会計基準と適用指針：FAS87号・88号/87号Q&A』白桃書房。)
- Financial Accounting Standards Board (1985b), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements: Elements of Financial Statements*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 「財務会計諸概念に関するステートメント第6号 財務諸表の構成要素」『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board (1998), *Statement of Financial Accounting Standards No. 132 Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits (an amendment of FASB Statements No. 87, 88, and 106)*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (2003a), *EXPOSURE DRAFT Proposed Statement of Financial Accounting Standards Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits (an amendment of FASB Statements No. 87, 88, and 106 and a replacement of FASB Statement No. 132)*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (2003b), *Statement of Financial Accounting Standards No. 132 (revised 2003) Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits (an amendment of FASB Statements No. 87, 88, and 106)*, FASB. (三菱UFJ信託銀行FAS研究会訳 (2008) 「年金およびその他退職後給付に関する事業主の開示」『SFAS 87, 88, 132 (R), 158 米国の企業年金会計基準』白桃書房。)
- Financial Accounting Standards Board (2006), *EXPOSURE DRAFT Proposed Statement of Financial Accounting Standards Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans-an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R)*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (2010), *Statement of Financial Accounting Standards No. 158 Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans-an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R) (AS AMENDED)*, FASB. (三菱UFJ信託銀行FAS研究会訳 (2008) 「給付建年金およびその他退職後制度に関する事業主の会計」『SFAS 87, 88, 132 (R), 158 米国の企業年金会計基準』白桃書房。)
- Pension Benefit Guaranty Corporation (2013), *2013 Pension*

- Insurance Data Tables*, PBGC. (<http://pbgc.gov/documents/2013-DATA-BOOK-FINAL.pdf>)
- Steinberg, R. M. and H. Dankner (1987), *Pensions: A Financial Reporting and Compliance Guide Third Edition*, Wiley.
- Treynor, J. L. (1977), "The Principles of Corporate Pension Finance," *The Journal of Finance*, Vol. 32, No. 2, pp. 627-638.
- U.S. Development of Labor (2014), *U.S. Development of Labor Private Pension Plan Bulletin Historical Tables and Graphs*, U.S. Development of Labor. (www.dol.gov/ebsa/pdf/historicaltables.pdf)
- Wooten, J. A. (2004), *The Employee Retirement Income Security Act of 1974: A Political History*, Employee Benefit Research Institute. (みずほ年金研究所監訳 (2009) 『エリサ法の政治史：米国企業年金法の黎明期』中央経済社。)
- 上野雄史 (2011) 「退職給付債務の測定概念に関する考察」『日本年金学会誌』第30号、53-68ページ。
- 藤田直樹 (2016) 「米国における退職給付会計の変遷に関する考察—APB 意見書第8号公表後から SFAS 第87号まで—」『商学論究』第64巻第1号、143-164ページ。
- 労働省労働基準局賃金時間部 (2000) 『退職金制度の現状と課題』労務行政研究所。